

# SSBJの審議動向

(第42回サステナビリティ基準委員会)

有限責任 あずさ監査法人



サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2024年10月30日、第42回サステナビリティ基準委員会を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています（本稿は、同日時点の情報に基づいて記載していません）。

SSBJは、2024年3月29日に、日本のサステナビリティ開示基準の公開草案（以下、公開草案という）を公表し、広くコメント募集を行いました（コメント期限：2024年7月31日）。公開草案に対しては、様々な利害関係者から100通を超えるコメントが寄せられており、SSBJでは、当該コメントを踏まえ、その対応について再審議しています。

2024年10月30日に開催された第42回サステナビリティ基準委員会で審議された論点は、以下の通りです。

## 審議された論点

1. 気候基準案51項に関する検討
2. 地球温暖化係数に関する取扱い
3. 気候基準案53項および54項に関する検討 \*
4. 気候基準案52項および64項に関する検討 \*
5. つながりのある情報と後発事象 \*
6. コメント対応表

\*：審議において、公開草案の内容を一部変更することが提案されている項目

本稿では、このうち、主要な論点である上記2～5（下線項目）について、解説します。

(参考) 上記1については、公開草案の内容を変更しないことが提案されています。詳細は、第42回サステナビリティ基準委員会の[審議資料](#)をご確認ください。なお、上記6については公開草案に寄せられたコメントのうち、個別の検討は必要でないと考えられる項目について、まとめて対応案が検討されていますが、審議資料は公開されていません。

## 1. 地球温暖化係数に関する取扱い

| SSBJの審議（事務局の提案）   | 公開草案からの変更 | 公開草案の条文                       |
|---|-----------|-------------------------------|
| <p>(1) 地球温暖化係数に関する定めについては、次のとおりとする。</p> <p>① 温室効果ガス（GHG）排出の測定を直接測定による場合には、報告期間の末日において利用可能な、最新のIPCC<sup>1</sup>の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数を用いて、7種類のGHGをCO<sub>2</sub>相当量に変換しなければならない。</p> <p>② GHG排出の測定を見積りの方法による場合において、</p> <p>i. 使用する排出係数が、<u>既に、構成するGHGをCO<sub>2</sub>相当量に変換したものである場合</u>、報告期間の末日において利用可能な、最新のIPCCの評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数を用いて、排出係数を再計算することは要求されない。</p> <p>ii. 使用する排出係数が、<u>構成するGHGをCO<sub>2</sub>相当量に変換したものではない場合</u>、報告期間の末日において利用可能な、最新のIPCCの評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数を用いなければならない。</p> | 無         | 気候基準案 <sup>2</sup><br>68項、70項 |
| <p>(2) 解説記事において、次にに関する情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 最新のIPCCの評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数</li> <li>● 温対法<sup>3</sup>を用いる場合の地球温暖化係数の取扱い</li> </ul>  | -         | -                             |

### 温対法を用いる場合の地球温暖化係数の取扱い（上記(1)）

#### （公開草案に寄せられた主なコメント）

温対法（令和6年4月1日施行）で使用が要求されている地球温暖化係数は、最新のIPCC（第6次報告書）における地球温暖化係数ではなく、第5次報告書に基づく数値とされています。このため、温対法によるGHG排出の測定を選択する場合において、「報告期間の末日において利用可能な、最新の係数（気候基準案70項）」を用いて再計算する必要があるのかについて明確化を求めるコメントが寄せられました。

#### （審議の方向性）

2024年9月のTIG<sup>4</sup>会議において、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の公式見解ではないものの、ISSB<sup>TM</sup>スタッフより、GHGプロトコル<sup>5</sup>と異なる方法を容認する定め（IFRS S2号<sup>6</sup>29項(a)(ii)）は、GHG排出の「測定方法」に限定され、使用する地球温暖化係数については、最新のIPCCの評価を用いなければならないとする解釈が示された点を踏まえて検討が行われました。この点、温対法による測定では、CO<sub>2</sub>換算後の排出量を報告することが要求されており、そこで使用する排出係数は、実質的に「既に、構成するGHGをCO<sub>2</sub>相当量に変換したもの（上表(1)② i）」と解釈できること、また、技術的には最新の地球温暖化係数に基づく再計算は可能であるものの、作成者の追加コストを回避

1 気候変動に関する政府間パネル（以下同様）

2 サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下同様）

3 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下同様）

4 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS<sup>®</sup>サステナビリティ開示基準」導入支援を目的として2023年9月に設置されたIFRS S1号及びIFRS S2号に関する移行支援グループ（以下同様）

5 温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）（以下同様）

6 IFRS S2号「気候関連開示」（以下同様）

するというIFRS S2号29項(a)(ii)の趣旨を踏まえると、再計算することは要求されないとの考え方が示されました。これらを踏まえた審議の結果、公開草案の内容を維持する方向性で検討されています。

(審議資料) [第42回サステナリティ基準委員会審議資料—審議事項A2-2](#)

## 2. 気候基準案53項および54項に関する検討

| SSBJの審議（事務局による提案） |   | 公開草案からの変更 | 公開草案の条文      |
|-------------------|---|-----------|--------------|
| (1)               | サステナビリティ関連財務開示（および関連する財務諸表）の報告期間とGHG排出量の算定期間との間に差異が生じる場合、 <u>合理的な方法により調整し、報告期間に係る排出量を算定しなければならない。</u>                       | 有         | -            |
| (2)               | 企業が温対法により測定したGHG排出量を報告することを選択した場合の取扱いについての定め（気候基準案53項および54項）を削除する。  | 有         | 気候基準案53項、54項 |
| (3)               | 解説記事において、次の内容に関する情報を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● (1)における「合理的な方法」</li> <li>● 温対法を用いる場合の排出係数の取扱い</li> </ul> | -         | -            |

### GHG排出の算定期間と報告期間が異なる場合の取扱い

#### (公開草案に寄せられた主なコメント)

公開草案では、作成者の追加コストを回避するというIFRS S2号29項(a)(ii)の趣旨を踏まえ、温対法による測定を選択する場合には、当局に提出した直近の温対法によるGHG排出量のデータを用いることを提案したうえで、当該データの算定期間と報告期間の差異が1年を超える場合には、追加の開示を求めることとしていました（気候基準案53項および54項）。

これに対して、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と排出量の算定期間に差異が生じることにより、関連情報のつながりが希薄となり、情報の有用性が低下する懸念があるとのコメントが寄せられました。

#### (審議の方向性)

こうした利害関係者からの強い懸念を踏まえた審議の結果、気候基準案53項および54項の定めを削除し、用いる測定方法にかかわらず、報告期間に係る排出量の算定を求める方向性で検討されています。

これにより、GHG排出の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間が異なる場合には、原則として、これらが一致するようにGHG排出の調整計算が必要になります。ただし、調整の方法については様々な方法が考えられるため、企業の活動を忠実に表現できるように「合理的な方法により調整しなければならない」と定め、「合理的な方法」について、解説記事で情報を提供する方向性で検討されています。

なお、この変更案については、特に作成者に対して影響が大きいと考えられるため、この部分についてのみ公開草案を再度公表することが検討されています。

(審議資料) [第42回サステナビリティ基準委員会審議資料—審議事項A2-3](#)

### 3. 気候基準案52項及び64項に関する検討

| SSBJの審議（事務局による提案） |   | 公開草案からの変更 | 公開草案の条文  |
|-------------------|---|-----------|----------|
| (1)               | GHGプロトコルとは異なる方法により測定したGHG排出量に重要性がある場合、次の情報に分解して開示しなければならない。<br>① GHGプロトコルにより測定したGHG排出量<br>② GHGプロトコルとは異なる方法により測定したGHG排出量                                      | 無         | 気候基準案52項 |
| (2)               | (1)に基づき、分解して開示する「GHGプロトコルとは異なる方法」が1つの法域の法令または企業が上場する取引所の規則に関するものである場合、当該方法について気候基準案64項の開示を行わなければならない。   | 有         | -        |
| (3)               | (1)に基づき、分解して開示する「GHGプロトコルとは異なる方法」が複数の法域の法令又は企業が上場する取引所の規則に関するものであって、特定の方法によるGHG排出量が単独で重要性がある場合には、重要性がある方法のそれぞれについて、GHG排出量を区分して開示したうえで、気候基準案64項の開示を行わなければならない。 | 有         | -        |
| (4)               | 気候基準案64項(1)の文言を次に置き換える。<br>● GHGプロトコルとは異なる方法を要求している法域の法令又は企業が上場する取引所の規則の名称  | 有         | -        |

#### GHGプロトコルとは異なる方法が複数ある場合の取扱い（上記(3)）

##### （公開草案に寄せられた主なコメント）

SSBJ事務局が実施したアウトリーチにおいて、作成者および保証業務実施者から、GHGプロトコルとは異なる方法が複数ある場合における取扱いについて、GHG排出量を分解して開示する必要があるのか明確化を求めるコメントが寄せられました。

##### （審議の方向性）

GHGプロトコルとは異なる方法が複数ある場合については、集約と分解に関する適用基準案<sup>7</sup>の定め（適用基準案30項、BC44項およびBC45項）を適用することにより、重要性がある場合には分解して開示することが求められると考えられるものの、企業の判断により分解して開示されない場合には開示の有用性が損なわれる可能性があると考えられます。このため、公開草案の内容を変更し、重要性がある方法のそれぞれについて、GHG排出量を区分して開示しなければならないとの定めを置く方向性で検討されています。

そのうえで、重要性がある方法のそれぞれについて、気候基準案64項の開示（「GHGプロトコルとは異なる方法」を選択した場合に求められる追加的な開示）を行う必要があることを明確化する方向性で検討されています。

（審議資料）[第42回サステナビリティ基準委員会審議資料—審議事項A2-4](#)

7 サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下同様）

## 4. つながりのある情報と後発事象

| SSBJの審議（事務局による提案） |  | 公開草案からの変更 | 公開草案の条文 |
|-------------------|--|-----------|---------|
| (1)               | 金融商品取引法に基づき日本の会計基準に従い財務諸表を作成した企業が、SSBJ基準 <sup>8</sup> に従いサステナビリティ関連財務開示を作成する場合の後発事象に関する取扱いについての定めは置かず、 <u>公開草案の内容を維持する</u> 。 | 無         | -       |

### 会計上の後発事象に関する我が国固有の取扱い

#### （公開草案に寄せられた主なコメント）

作成者から、日本基準に基づき財務諸表を作成した場合、サステナビリティ関連財務開示の後発事象についても、監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」に従い、会社法監査報告書日後に発生した修正後発事象を開示後発事象として取扱うかどうかの理解を問うコメントが寄せられました。

#### （審議の方向性）

上記のコメントを踏まえ、第41回サステナビリティ基準委員会の審議では、会社法監査報告書日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認前の期間において、「財務諸表に関連する後発事象に関する情報を入手した場合」と「財務諸表に関連しない後発事象に関する情報を入手した場合」に分けて、取扱いを明確化することが検討されました。

しかし、後発事象の開示については、サステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表との間のつながりが理解できるように情報を開示することを求めるという適用基準案31項(3)の定めを適用すれば、おのずと、企業が作成した財務諸表を所与としたうえで、当該財務諸表との間のつながりが理解できるように情報を開示することになると考えられました。このため、公開草案の内容を維持する方向性で検討されています。

なお、実務上、つながりのある情報の考え方をどのように適用するのかについて、一定の指針を示すことは有用であると考えられることから、解説記事において参考となる情報を提供することが検討されています。

（審議資料）[第42回サステナビリティ基準委員会審議資料—審議事項A1-2](#)

8 SSBJが公表するサステナビリティ開示基準（以下同様）

## (参考) これまでの審議の状況

| 審議                                 | 論点  |
|------------------------------------|---|
| 第37回サステナビリティ基準委員会<br>(2024年8月21日)  | 開発にあたっての基本的な方針                            |
| 第38回サステナビリティ基準委員会<br>(2024年9月5日)   | 産業横断的指標等（気候関連のリスク及び機会）                    |
|                                    | 産業横断的指標等（資本投下）                            |
|                                    | 産業横断的指標等（報酬）                              |
|                                    | 用語の修正（「金額」）                               |
| 第39回サステナビリティ基準委員会<br>(2024年9月19日)  | ガイダンスの情報源における「SASBスタンダード」及び「産業別ガイダンス」の取扱い |
|                                    | IFRS S1号B4項及びB5項に相当する定め取扱い                |
| 第40回サステナビリティ基準委員会<br>(2024年10月3日)  | スコープ1およびスコープ2温室効果ガス（GHG）排出に関する開示          |
|                                    | スコープ3GHG排出に関する開示                          |
|                                    | スコープ1、スコープ2およびスコープ3のGHG排出の絶対総量の合計値の開示     |
|                                    | GHGの種類別の開示                                |
|                                    | GHG排出の測定に用いる排出係数                          |
|                                    | 内部炭素価格                                    |
|                                    | 表示単位および端数処理                               |
| 第41回サステナビリティ基準委員会<br>(2024年10月16日) | レジリエンスの評価                                 |
|                                    | 公表承認日および後発事象                              |
|                                    | 法令で別段の定めを置いている場合                          |
|                                    | 期中に企業結合が生じた場合                             |

## ■ 関連資料紹介

- [【書籍】Q&Aでわかる IFRSサステナビリティ開示基準](#)
- [【書籍】サステナビリティ経営・開示のための GHG排出量算定ガイドブック](#)
- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

## ■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



## ■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

## ■ KPMG Japan Insight Plusのコンテンツ例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

[あずさ監査法人トップページ \(Link\)](#)

■ [会計・開示コンテンツ \(Link\)](#)

■ [日本基準 \(Link\)](#)

■ [IFRS会計基準 \(Link\)](#)

■ [米国基準 \(Link\)](#)